



## information 年金

問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823

砂川年金事務所 ☎52-2144

### ●学生納付特例申請書の送付

令和7年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和8年度も在学予定の方に、「国民年金保険料学生納付特例申請書」を4月1日(水)から順次送付します。

申請書は、はがき形式になっており、必要事項を記入してポストに投函すると、令和8年度の学生納付特例が申請できます。この場合、在学証明書・学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、在学している学校などの変更がある方については、はがきで申請することはできません。通常の申請書に在学証明書または学生証の写しを添付して申請することになります。

なお、マイナポータルを開設されている方で「ねんきんネット」と連携済みの方には、4月1日(水)に日本年金機構からマイナポータルにもお知らせをお送りしています。学生納付特例を希望される場合、「お知らせ詳細」の画面にある「申請」ボタンから簡単に学生納付特例を申請することができます。

### ●国民年金保険料免除などの申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止(廃業)などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる『保険料免除制度』や『納付猶予制度(50歳未満)』がありますので、住民登録をしている国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

## 令和8年度 国民年金保険料



定額保険料

(令和8年4月分～翌年の3月分)

月額 17,920円

### ●マイナポータルを利用した国民年金の電子申請

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予、学生納付特例および産前産後免除の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。



## こんにちは 地域包括支援センター です!

高齢者とそのご家族を支える

### 地域包括支援センターのご案内



地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、元気に安心して暮らせるようにするための相談窓口です。

センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、窓口や電話、訪問などで相談を受け付けています。介護や福祉、医療、健康などさまざまな面から高齢者やそのご家族を支えます。

※相談者や通報者のプライバシーは厳守しますので、安心してご相談ください。

※ご相談内容に応じて、専門の部署や機関と連携しながら、適切に対応します。

こんなとき  
ご相談ください



- どのような介護保険サービスがあるのかを知りたい
- 運動や交流できるところを教えてほしい
- 介護に疲れ、精神的にも辛く少し休みたい
- 認知症のことで相談したい

など

問合せ 地域包括支援センター(市役所1階)  
☎32-0661



## 国民健康保険の届け出 忘れていませんか？



国民健康保険は、職場の健康保険と異なり、世帯主が加入・脱退などの届け出をしなければなりません。たとえば、加入の届け出が遅れてしまうと、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

また、被保険者資格がない期間の医療費は、全額自己負担となります。

お忘れのないよう、早めの届け出をお願いします。



### 健康保険が変わったときは・・・

健康保険が変わったときは、医療機関にその旨をお伝えください。

※資格のない健康保険を使って受診した場合、総医療費から自己負担分を除いた額を市へ返還していただきます。

## 次のようなときは 必ず届け出をしましょう！



### 【国保に加入など】

- 他の市町村から転入した
- 職場の健康保険などをやめた
- 生活保護が廃止になった
- 子どもが生まれた

### 【国保を脱退など】

- 他の市町村へ転出した
- 他の健康保険などに加入した
- 生活保護が開始になった
- 加入者(被保険者)が死亡した

### 【その他】

- 住所、氏名、世帯主などが変わった
- 子どもが就学のため他の市町村に転出する



## 届け出の際にマイナンバーの確認と本人確認を行なっています

① マイナンバーカードをお持ちの方→マイナンバーの確認と本人確認が両方できます。

② マイナンバーカードをお持ちでない方

### マイナンバーの確認

- マイナンバーの通知カード
- マイナンバーが記載された住民票の写しなど

+

### 本人確認

- 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など写真つきのもの1点  
または
- 健康保険の資格確認証、介護保険被保険者証、年金手帳など官公庁が発行したもの2点(いずれも有効期限内のものに限る)

※代理人が手続きをされる場合、上記のほか、代理人の方の身元確認ができるものが必要となります。



## 国保特定健診・後期高齢者健診 健診結果をもって市役所へ!



令和7年度中に医療機関で国保・後期高齢者健診を受診し、まだごみ袋を受け取っていない方は、医療保険係にてお渡しします。

代理の方でもお受け取りになれますので、お早めにお受け取りください。



令和7年度分の受取期限  
4月17日(金)まで

## 健診を受診した方に ごみ袋をプレゼント!



### 令和8年度 健診受診券発送のお知らせ

対象者となる方へ、無料で健診が受診できる「国保特定健診」・「後期高齢者健診受診券」(水色)を5月中旬に発送いたします。

受診券が届きましたら健診を受診して、ご自身の健康状況を確認しましょう。